

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年11月22日(2012.11.22)

【公表番号】特表2012-508996(P2012-508996A)

【公表日】平成24年4月12日(2012.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-015

【出願番号】特願2011-535574(P2011-535574)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 3 0

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月28日(2012.9.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のユーザから、第1のメディアアセットへのアクセスを制限する第1の動作を受信することと、

第2のメディアアセットに対して行われる第2の動作を受信することであって、該第2のアセットは、該第1のアセットの属性と同様である1つ以上の属性を有することと、

該第1の動作が、該第2のアセットのアクセス可能性と一致しないことを検出することによって、該第1の動作と該第2の動作との間の不一致を検出することと、

該第1の動作と該第2の動作との間の該不一致に関して該第1のユーザに警告することと

を含む、方法。

【請求項2】

いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、検出した不一致を報告することをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

いずれかまたは両方のアセットに関して以前に送信された他のレポートを視認する選択肢を、前記第1のユーザに提供することをさらに含む、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記第2の動作は、ユーザによって行われる動作である、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記第2の動作は、前記第1のユーザとは異なる第2のユーザによって行われる動作であり、前記第1の動作と第2の動作との間の不一致を検出することは、該第1のユーザと関連する第1のプロファイルを、該第2のユーザと関連する第2のプロファイルと比較することを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第2の動作は、利用可能なアセットのデータベースへの前記第2のアセットの追加、または該第2のアセットの1つ以上の属性の修正である、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記第1の動作を逆転させるように前記第1のユーザを促すことをさらに含む、請求項

1に記載の方法。

【請求項8】

前記第1の動作に起因する変更の適正な一部を取り消すように前記第1のユーザを促すことをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記第1のユーザが前記第2のアセットへのアクセスを制限することを可能にすることを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記不一致を検出することは、

メモリから前記第1のアセットと関連する第1の一式の属性を取り出すことと、

複数のアセットの間で、該第1の一式の属性と同様である1つ以上の属性を有する前記第2のアセットを検索することと、

前記第1の動作を、該第2のアセットに関して行われる前記第2の動作と比較することと、

該比較および同様である該1つ以上の属性に基づいて、該第1の動作が該第2の動作と一致しないかどうかを決定することと

を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

制御回路を備えるシステムであって、

該制御回路は、

第1のユーザから、第1のメディアアセットへのアクセスを制限する第1の動作を受信することと、

第2のメディアアセットに対して行われる第2の動作を受信することであって、該第2のアセットは、該第1のアセットの属性と同様である1つ以上の属性を有する、ことと、

該第1の動作と該第2の動作との間の不一致を検出することであって、該第1の動作が該第2の動作のアクセス可能性と一致しないことを検出することを含む、ことと、

該第1の動作と該第2の動作との間の該不一致に関して該第1のユーザに警告することと

を行うように、構成される、システム。

【請求項12】

前記制御回路は、いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、前記検出した不一致を報告するようにさらに構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項13】

前記制御回路は、いずれかまたは両方のアセットに関して以前に送信された他のレポートを視認する選択肢を、前記第1のユーザに提供するようにさらに構成される、請求項1_2に記載のシステム。

【請求項14】

前記第2の動作は、ユーザによって行われる動作である、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項15】

前記第2の動作は、該第1のユーザとは異なる第2のユーザによって行われる動作であり、

前記制御回路はさらに、該第1のユーザと関連する第1のプロファイルを、該第2のユーザと関連する第2のプロファイルと比較するように構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項16】

前記第2の動作は、利用可能なアセットのデータベースへの前記第2のアセットの追加、または該第2のアセットの1つ以上の属性の修正である、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項 17】

前記制御回路は、前記第1の動作を逆転させるように前記第1のユーザを促すようにさらに構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項 18】

前記制御回路は、前記第1の動作に起因する変更の適正な一部を取り消すよう前記第1のユーザを促すようにさらに構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項 19】

前記制御回路は、前記第1のユーザが、前記第2のアセットへのアクセスを制限することを可能にするように構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【請求項 20】

前記制御回路は、

メモリから前記第1のアセットと関連する第1の一式の属性を取り出すことと、

複数のアセットの間で、該第1の一式の属性と同様である1つ以上の属性を有する前記第2のアセットを検索することと、

前記第1の動作を、前記第2のアセットに関して行われる前記第2の動作と比較することと、

該比較および同様である該1つ以上の属性に基づいて、該第1の動作が該第2の動作と一致しないかどうかを決定することと

を行うようにさらに構成される、請求項1_1に記載のシステム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

ユーザは、第2のデバイスを通してコンピュータによってホストされたウェブサイトにログオンし得る。コンピュータは、ユーザと関連するフィードバック キューまたはメモリの中のフィードバック要求入力の存在を検出し得る。コンピュータは、フィードバック要求入力のうちの1つ以上を取り出し、第2のデバイスにフィードバック要求を提供し得る。ユーザは、ウェブサイトを通して、第2のデバイスにおける特定のフィードバック要求入力と関連するアセットに関するフィードバックを提供するように、第2のデバイスにおいて促され得る。ユーザは、ウェブサイト形態で種々のフィードバック選択肢（テキスト入力フィールドを含む）を選択することによって、アセットに関する詳細なフィードバックを提供し得る。フィードバックは、アセットのメディアプロバイダに、および／またはアセットと関連する任意のスポンサまたは広告主に提供され得る。

本発明は、例えば、以下の項目を提供する。

(項目1)

第1のユーザから、第1のメディアアセットへのアクセスを制限する第1の動作を受信することと、

第2のメディアアセットに対して行われる第2の動作を受信することであって、該第2のアセットは、該第1のアセットの属性と同様である1つ以上の属性を有する、ことと、

該第1の動作が、該第2のアセットのアクセス可能性と一致しないことを検出することによって、該第1の動作と該第2の動作との間の不一致を検出することと、

該第1の動作と該第2の動作との間の該不一致に関して該第1のユーザに警告することと

を含む、方法。

(項目2)

いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、検出した不一致を報告することをさらに含む、項目1

に記載の方法。

(項目3)

いずれかまたは両方のアセットに関して以前に送信された他のレポートを視認する選択肢を、前記第1のユーザに提供することをさらに含む、項目2に記載の方法。

(項目4)

前記第2の動作は、ユーザによって行われる動作である、項目1に記載の方法。

(項目5)

前記第2の動作は、前記第1のユーザとは異なる第2のユーザによって行われる動作であり、前記第1の動作と第2の動作との間の不一致を検出することは、該第1のユーザと関連する第1のプロファイルを、該第2のユーザと関連する第2のプロファイルと比較することを含む、項目1に記載の方法。

(項目6)

前記第2の動作は、利用可能なアセットのデータベースへの前記第2のアセットの追加、または該第2のアセットの1つ以上の属性の修正である、項目1に記載の方法。

(項目7)

前記第1の動作を逆転させるように前記第1のユーザを促すことをさらに含む、項目1に記載の方法。

(項目8)

前記第1の動作に起因する変更の適正な一部を取り消すように前記第1のユーザを促すことをさらに含む、項目1に記載の方法。

(項目9)

前記不一致の理由に関する情報を供給するようにユーザを促すことをさらに含む、項目1に記載の方法。

(項目10)

前記情報を供給するようにユーザを促すことは、複数のフィードバック選択肢を表示することを含み、前記方法はさらに、該フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つのユーザ選択を受信することを含む、項目9に記載の方法。

(項目11)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記第1または第2のアセットに関するフィードバックを提供し、該フィードバック選択肢は、猥褻、評定の不正確性または不適切性、少数派または女性にとっての不快、宗教的不寛容、差別、動物虐待、および不道徳に関する選択肢から成る群より選択される、項目10に記載の方法。

(項目12)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記ユーザが前記第1または第2のアセットに対する評定または副評定を提案することを可能にする、項目10に記載の方法。

(項目13)

ユーザから前記不一致の理由に関する情報を受信することと、

いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、該受信した情報を供給することと
をさらに含む、項目1に記載の方法。

(項目14)

前記第1のユーザが前記第2のアセットへのアクセスを制限することを可能にすることを含む、項目1に記載の方法。

(項目15)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、評定、副評定、ジャンル、シリーズのメンバーシップ、お気に入りのメンバーシップ、ブックマークした状態、タグ付けした状態、DVR 視聴状態、サービスの種類、チャネル関連性、ウェブサイト関連性、または一般視聴状態である、項目1に記載の方法。

(項目16)

前記第2のアセットの属性は、前記第1のアセットの属性の値と同等である値を有する、項目15に記載の方法。

(項目17)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、前記第1のアセットに対して、フィードバックが以前に提供されているかどうかを示す状態である、項目1に記載の方法。

(項目18)

前記第2の動作は、不動作である、項目1に記載の方法。

(項目19)

前記不動作は、前記第2のアセットへのアクセスを制限しないことを含む、項目18に記載の方法。

(項目20)

前記不一致を検出することは、

メモリから前記第1のアセットと関連する第1の一式の属性を取り出すことと、

複数のアセットの間で、該第1の一式の属性と同様である1つ以上の属性を有する前記第2のアセットを検索することと、

前記第1の動作を、該第2のアセットに関して行われる前記第2の動作と比較することと、

該比較および同様である該1つ以上の属性に基づいて、該第1の動作が該第2の動作と一致しないかどうかを決定することと

を含む、項目1に記載の方法。

(項目21)

前記第1の動作を前記第2の動作と比較することは、

前記第1のアセットに対する第1のアクセス制限を設定することと、

前記第2のアセットが該第1のアクセス制限と同様のアクセス制限を含むかどうかを決定することと

を含む、項目20に記載の方法。

(項目22)

前記第1のアセットおよび前記第2のアセットに対応するアセット制限情報は、それぞれのアセット特性データ構造のフィールドに記憶される、項目21に記載の方法。

(項目23)

ウェブサイトと関連するコンピュータに、前記不一致に関するフィードバックがユーザによって提供されることを示す電子通信を伝送することをさらに含む、項目1に記載の方法。

(項目24)

前記電子通信は、前記ユーザおよび前記第1のアセットを識別する、項目23に記載の方法。

(項目25)

前記電子通信は、さらなるフィードバックを提供する選択肢のユーザ選択に応答して、テレビ機器デバイスから伝送される、項目23に記載の方法。

(項目26)

前記不一致に関するフィードバックは、テキスト形式で前記ユーザによって前記ウェブサイトに提供される、項目23に記載の方法。

(項目27)

第1のユーザ機器デバイスのユーザからメディアアセットに関するフィードバックを受信する方法であって、

コンピュータにおいて、第1の電子通信を受信することであって、該コンピュータは、ウェブサイトと関連し、該第1のユーザ機器デバイスから遠隔にある、ことと、

該第1の電子通信の受信に応答して、該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示すデータを記憶することと、

該ユーザが第2のユーザ機器デバイスで該ウェブサイトにアクセスしたことを検出することと、

該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示すデータが記憶されているかどうかを決定することと、

該決定に応答して、該メディアアセットのフィードバックについて該ユーザを促す第2の電子通信を該第2のユーザ機器デバイスに提供することと、

該第2のユーザ機器デバイスから該メディアアセットのフィードバックを受信することと

を含む、方法。

(項目28)

前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示すデータを記憶することは、フィードバックキューに入力を追加することを含み、該入力は、該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示す該データに対応する情報を含む、項目27に記載の方法。

(項目29)

前記ユーザが前記第2のユーザ機器デバイスで前記ウェブサイトにアクセスしたことと検出することは、該第2のユーザ機器デバイスにおいて、メディアアセットのフィードバックを提供する選択肢を表示することを含み、前記方法はさらに、

前記ユーザから、該フィードバックを提供する選択肢の選択を受信することを含む、項目27に記載の方法。

(項目30)

前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示すデータが記憶されているかどうかを決定することは、

少なくとも1つの入力が前記フィードバックキューに追加されているかどうかを決定することであって、該少なくとも1つの入力は、該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示す該データに対応する情報を含む、ことと、

該フィードバックキューから該少なくとも1つの入力を取り出すことと
を含む、項目27に記載の方法。

(項目31)

前記第1の電子通信は、前記ユーザの識別子と、前記メディアアセットの識別子とを含む、項目27に記載の方法。

(項目32)

前記メディアアセットの前記識別子は、前記メディアアセットのタイトルを含む、項目31に記載の方法。

(項目33)

前記メディアアセットのフィードバックは、テキスト形式で前記第2のユーザ機器デバイスから受信される、項目27に記載の方法。

(項目34)

前記第2の電子通信は、前記メディアアセットのタイトルと、該メディアアセットの承認または不承認の理由を表すフィードバックを前記ユーザから受信するためのフィードバックフィールドとを含む、項目27に記載の方法。

(項目35)

前記第2の電子通信は、Eメールまたはテキストメッセージである、項目27に記載の方法。

(項目36)

前記第2の電子通信は、いずれかまたは両方のアセットを表す写真またはビデオクリップを含む、項目27に記載の方法。

(項目37)

前記メディアアセットのフィードバックについて前記ユーザを促すことは、該メディアアセットのフィードバックを要求する視聴者に対する警告を表示することを含む、項目2

7に記載の方法。(項目38)

前記フィードバックを受信することは、複数のフィードバック選択肢を前記第2のユーザ機器デバイス上で表示することと、該フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つを選択することとを含む、項目27に記載の方法。

(項目39)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記ユーザが前記メディアアセットの承認または不承認の理由を表すことを可能にするためのテキスト入力フィールドを含む、項目38に記載の方法。

(項目40)

制御回路を備えるシステムであって、

第1のユーザから、第1のメディアアセットへのアクセスを制限する第1の動作を受信することと、

第2のメディアアセットに対して行われる第2の動作を受信することであって、該第2のアセットは、該第1のアセットの属性と同様である1つ以上の属性を有する、ことと、

該第1の動作と該第2の動作との間の不一致を検出することであって、該第1の動作が該第2の動作のアクセス可能性と一致しないことを検出することを含む、ことと、

該第1の動作と該第2の動作との間の該不一致に関して該第1のユーザに警告することと

を行うように、構成される、システム。

(項目41)

前記制御回路は、いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、前記検出した不一致を報告するようさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目42)

前記制御回路は、いずれかまたは両方のアセットに関して以前に送信された他のレポートを視認する選択肢を、前記第1のユーザに提供するようさらに構成される、項目41に記載のシステム。

(項目43)

前記第2の動作は、ユーザによって行われる動作である、項目40に記載のシステム。

(項目44)

前記第2の動作は、該第1のユーザとは異なる第2のユーザによって行われる動作であり、

前記制御回路はさらに、該第1のユーザと関連する第1のプロファイルを、該第2のユーザと関連する第2のプロファイルと比較するよう構成される、項目40に記載のシステム。

(項目45)

前記第2の動作は、利用可能なアセットのデータベースへの前記第2のアセットの追加、または該第2のアセットの1つ以上の属性の修正である、項目40に記載のシステム。

(項目46)

前記制御回路は、前記第1の動作を逆転せしめるように前記第1のユーザを促すようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目47)

前記制御回路は、前記第1の動作に起因する変更の適正な一部を取り消すよう前記第1のユーザを促すようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目48)

前記制御回路は、前記不一致の理由に関する情報を供給するようユーザを促すようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目49)

表示デバイスをさらに備え、前記制御回路は、複数のフィードバック選択肢を該表示デ

バイス上で表示し、前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つのユーザ選択を受信するようにさらに構成される、項目48に記載のシステム。

(項目50)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記第1または第2のアセットに関するフィードバックを提供し、該フィードバック選択肢は、猥褻、評定の不正確性または不適切性、少数派または女性にとっての不快、宗教的不寛容、差別、動物虐待、および不道徳に関する選択肢から成る群より選択される、項目49に記載のシステム。

(項目51)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記ユーザが前記第1または第2のアセットに対する評定または副評定を提案することを可能にする、項目49に記載のシステム。

(項目52)

前記制御回路は、

ユーザから前記不一致の理由に関する情報を受信し、
いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサに、該受信した情報を供給するようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目53)

前記制御回路は、前記第1のユーザが、前記第2のアセットへのアクセスを制限することを可能にするように構成される、項目40に記載のシステム。

(項目54)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、評定、副評定、ジャンル、シリーズのメンバーシップ、お気に入りのメンバーシップ、ブックマークした状態、タグ付けした状態、DVR視聴状態、サービスの種類、チャネル関連性、ウェブサイト関連性、または一般視聴状態である、項目40に記載のシステム。

(項目55)

前記第2のアセットの属性は、前記第1のアセットの属性の値と同等である値を有する、項目54に記載のシステム。

(項目56)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、該第1のアセットに対して、フィードバックが以前に提供されているかどうかを示す状態である、項目40に記載のシステム。

(項目57)

前記第2の動作は、不動作である、項目40に記載のシステム。

(項目58)

前記不動作は、前記第2のアセットへのアクセスを制限しないことを含む、項目57に記載のシステム。

(項目59)

前記制御回路は、

メモリから前記第1のアセットと関連する第1の一式の属性を取り出すことと、
複数のアセットの間で、該第1の一式の属性と同様である1つ以上の属性を有する前記第2のアセットを検索することと、

前記第1の動作を、前記第2のアセットに関して行われる前記第2の動作と比較することと、

該比較および同様である該1つ以上の属性に基づいて、該第1の動作が該第2の動作と一致しないかどうかを決定することと

を行うようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目60)

前記制御回路は、

前記第1のアセットに対する第1のアクセス制限を設定し、

前記第2のアセットが該第1のアクセス制限と同様のアクセス制限を含むかどうかを決定するようにさらに構成される、

項目59に記載のシステム。

(項目61)

前記第1のアセットおよび前記第2のアセットに対応するアセット制限情報は、それぞれのアセット特性データ構造のフィールドに記憶される、項目60に記載のシステム。

(項目62)

前記制御回路は、ウェブサイトと関連するコンピュータに、前記不一致に関するフィードバックがユーザによって提供されることを示す電子通信を伝送するようにさらに構成される、項目40に記載のシステム。

(項目63)

前記電子通信は、前記ユーザおよび前記第1のアセットを識別する、項目62に記載のシステム。

(項目64)

前記電子通信は、さらなるフィードバックを提供する選択肢のユーザ選択に応答して、テレビ機器デバイスから伝送される、項目62に記載のシステム。

(項目65)

前記不一致に関するフィードバックは、テキスト形式で前記ユーザによって前記ウェブサイトに提供される、項目62に記載のシステム。

(項目66)

第1のユーザ機器デバイスのユーザからメディアアセットに関するフィードバックを受信するためのシステムであって、

ウェブサイトと関連し、該第1のユーザ機器デバイスから遠隔にある、コンピュータであって、

第1の電子通信を受信することと、

該第1の電子通信の受信に応答して、該メディアアセットのフィードバックがユーザによって提供されることを示すデータをメモリに記憶することと、

該ユーザが第2のユーザ機器デバイスで該ウェブサイトにアクセスしたことを検出することと、

該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示すデータが該メモリに記憶されているかどうかを決定することと、

該決定に応答して、該メディアアセットのフィードバックについて該ユーザを促す、第2の電子通信を該第2のユーザ機器デバイスに提供することと、

該第2のユーザ機器デバイスから該メディアアセットのフィードバックを受信することと

を行うように構成される、処理回路

を備える、コンピュータ

を備える、システム。

(項目67)

前記処理回路は、前記メモリの中のフィードバックキューに入力を追加するようにさらに構成され、該入力は、前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示す前記データに対応する情報を含む、項目66に記載のシステム。

(項目68)

前記第2のユーザ機器デバイスは、表示デバイスと、制御回路とを備え、該制御回路は、メディアアセットのフィードバックを提供する選択肢を該表示デバイス上で表示し、前記ユーザから、該フィードバックを提供する選択肢の選択を受信するようにさらに構成される、項目66に記載のシステム。

(項目69)

前記処理回路は、

少なくとも1つの入力が前記メモリの中のフィードバックキューに追加されているかど

うかを決定することであって、該少なくとも 1 つの入力は、前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示す前記データに対応する情報を含むことと、

該フィードバックキューから該少なくとも 1 つの入を取り出すこととを行いうようにさらに構成される、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 0)

前記第 1 の電子通信は、前記ユーザの識別子と、前記メディアアセットの識別子とを含む、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 1)

前記メディアアセットの前記識別子は、前記メディアアセットのタイトルを含む、項目 7 0 に記載のシステム。

(項目 7 2)

前記メディアアセットのフィードバックは、テキスト形式で前記第 2 のユーザ機器デバイスから受信される、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 3)

前記第 2 の電子通信は、前記メディアアセットのタイトルと、前記メディアアセットの承認または不承認の理由を表すフィードバックを前記ユーザから受信するためのフィードバックフィールドとを含む、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 4)

前記第 2 の電子通信は、E メールまたはテキストメッセージである、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 5)

前記第 2 の電子通信は、いずれかまたは両方のアセットを表す写真またはビデオクリップを含む、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 6)

前記第 2 のユーザ機器デバイスは、表示デバイスと、前記メディアアセットのフィードバックを要求する視聴者に対する警告を該表示デバイス上に表示するように構成される制御回路とを備える、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 7)

前記第 2 のユーザ機器デバイスは、表示デバイスと、複数のフィードバック選択肢を該表示デバイス上で表示し、該フィードバック選択肢のうちの少なくとも 1 つの選択を受信するように構成される制御回路とを備える、項目 6 6 に記載のシステム。

(項目 7 8)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも 1 つは、前記ユーザが前記メディアアセットの承認または不承認の理由を表すことを可能にするためのテキスト入力フィールドを含む、項目 7 7 に記載のシステム。

(項目 7 9)

第 1 のユーザから、第 1 のメディアアセットへのアクセスを制限する第 1 の動作を受信する手段と、

第 2 のメディアアセットに対して行われる第 2 の動作を受信する手段であって、該第 2 のアセットは、該第 1 のアセットの属性と同様である 1 つ以上の属性を有する、手段と、

該第 1 の動作が該第 2 のアセットのアクセス可能性と一致しないことを検出することによって、該第 1 の動作と該第 2 の動作との間の不一致を検出する手段と、

該第 1 の動作と該第 2 の動作との間の該不一致に関して該第 1 のユーザに警告する手段と

を備える、装置。

(項目 8 0)

いずれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ手段、または、いずれかまたは両方のアセットと関連するスポンサ手段に、検出した不一致を報告する手段をさらに備える、項目 7 9 に記載の装置。

(項目 8 1)

いすれかまたは両方のアセットに関して以前に送信された他のレポートを視認する選択肢を、前記第1のユーザに提供する手段をさらに備える、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 2)

前記第2の動作は、ユーザによって行われる動作である、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 3)

前記第2の動作は、前記第1のユーザとは異なる第2のユーザによって行われる動作であり、

前記第1の動作と該第2の動作との間の不一致を検出する手段は、該第1のユーザと関連する第1のプロファイルを、第2のユーザと関連する第2のプロファイルと比較することを含む、

項目7 9に記載の装置。

(項目 8 4)

前記第2の動作は、利用可能なアセットのデータベース手段への前記第2のアセットの追加、または該第2のアセットの1つ以上の属性の修正である、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 5)

前記第1の動作を逆転させるように前記第1のユーザを促す手段をさらに備える、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 6)

前記第1の動作に起因する変更の適正な一部を取り消すように前記第1のユーザを促す手段をさらに備える、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 7)

前記不一致の理由に関する情報を供給するようにユーザを促す手段をさらに備える、項目7 9に記載の装置。

(項目 8 8)

前記情報を供給するようにユーザを促す手段は、複数のフィードバック選択肢を表示する手段を備え、前記装置はさらに、該フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つのユーザ選択を受信する手段を備える、項目8 7に記載の装置。

(項目 8 9)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記第1または第2のアセットに関するフィードバックを提供し、該フィードバック選択肢は、猥褻、評定の不正確性または不適切性、少数派または女性にとっての不快、宗教的不寛容、差別、動物虐待、および不道徳に関する選択肢から成る群より選択される、項目8 8に記載の装置。

(項目 9 0)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記ユーザが前記第1または第2のアセットに対する評定または副評定を提案することを可能にする、項目8 8に記載の装置。

(項目 9 1)

ユーザから前記不一致の理由に関する情報を受信する手段と、

いすれかまたは両方のアセットのコンテンツプロバイダ手段、または、いすれかまたは両方のアセットと関連するスポンサ手段に、該受信した情報を供給する手段とをさらに備える、項目7 9に記載の装置。

(項目 9 2)

前記第1のユーザが前記第2のアセットへのアクセスを制限することを可能にする手段を含む、項目7 9に記載の装置。

(項目 9 3)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、評定、副評定、ジャンル、シリーズのメンバーシップ、お気に入りのメンバーシップ、ブックマークした状態、タグ付けした状態、DVR 視聴状態、サービスの種類、チャネル関連性、ウェブサイト関連性、または一般視聴状態である、項目7 9に記載の装置。

(項目94)

前記第2のアセットの属性は、前記第1のアセットの属性の値と同等である値を有する、項目93に記載の装置。

(項目95)

前記第1のアセットの属性と同様である前記第2のアセットの属性は、前記第1のアセットに対して、フィードバックが以前に提供されているかどうかを示す状態である、項目79に記載の装置。

(項目96)

前記第2の動作は、不動作である、項目79に記載の装置。

(項目97)

前記不動作は、前記第2のアセットへのアクセスを制限しないことを含む、項目96に記載の装置。

(項目98)

前記不一致を検出する手段は、

メモリ手段から前記第1のアセットと関連する第1の一式の属性を取り出す手段と、複数のアセットの間で、該第1の一式の属性と同様である1つ以上の属性を有する前記第2のアセットを検索する手段と、

前記第1の動作を、該第2のアセットに関して行われる前記第2の動作と比較する手段と、

該比較および該同様である1つ以上の属性に基づいて、該第1の動作が該第2の動作と一致しないかどうかを決定する手段と、

を備える、項目79に記載の装置。

(項目99)

前記第1の動作を該第2の動作と比較する手段は、

前記第1のアセットに対する第1のアクセス制限を設定する手段と、

前記第2のアセットが該第1のアクセス制限と同様のアクセス制限を含むかどうかを決定する手段と、

を備える、項目98に記載の装置。

(項目100)

前記第1のアセットおよび前記第2のアセットに対応するアセット制限情報は、それぞれのアセット特性データ構造のフィールドに記憶される、項目98に記載の装置。

(項目101)

ウェブサイトと関連するコンピュータに、前記不一致に関するフィードバックがユーザによって提供されることを示す電子通信を伝送する手段をさらに含む、項目79に記載の装置。

(項目102)

前記電子通信は、前記ユーザおよび前記第1のアセットを識別する、項目101に記載の装置。

(項目103)

前記電子通信は、さらなるフィードバックを提供する選択肢のユーザ選択に応答して、テレビ機器デバイス手段から伝送される、項目102に記載の装置。

(項目104)

前記不一致に関するフィードバックは、テキスト形式で前記ユーザによって前記ウェブサイトに提供される、項目102に記載の装置。

(項目105)

第1のユーザ機器デバイス手段のユーザからメディアアセットに関するフィードバックを受信するための装置であって、

コンピュータ手段において、第1の電子通信を受信する手段であって、該コンピュータ手段は、ウェブサイトと関連し、該第1のユーザ機器デバイス手段から遠隔にある、手段と、

該第1の電子通信の受信に応答して、該メディアアセットのフィードバックがユーザによって提供されることを示すデータを記憶する手段と、

該ユーザが第2のユーザ機器デバイス手段で該ウェブサイトにアクセスしたことを検出する手段と、

該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示すデータが記憶されているかどうかを決定する手段と、

該決定に応答して、該メディアアセットのフィードバックについて該ユーザを促す、第2の電子通信を該第2のユーザ機器デバイス手段に提供する手段と、

該第2のユーザ機器デバイス手段から該メディアアセットのフィードバックを受信する手段と

を備える、装置。

(項目106)

前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示すデータを記憶する手段は、フィードバックキュー手段に入力を追加することを含み、該入力は、該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示す該データに対応する情報を含む、項目105に記載の装置。

(項目107)

前記ユーザが第2のユーザ機器デバイス手段で前記ウェブサイトにアクセスしたことを検出する手段は、前記第2のユーザ機器デバイス手段において、メディアアセットのフィードバックを提供する選択肢を表示する手段を備え、前記装置は、

該ユーザから、該フィードバックを提供する選択肢の選択を受信する手段をさらに備える、

項目105に記載の装置。

(項目108)

前記メディアアセットのフィードバックが前記ユーザによって提供されることを示すデータが記憶されているかどうかを決定する手段は、

少なくとも1つの入力がフィードバックキュー手段に追加されているかどうかを決定する手段であって、該少なくとも1つの入力は、該メディアアセットのフィードバックが該ユーザによって提供されることを示す該データに対応する情報を含む、手段と、

該フィードバックキュー手段から該少なくとも1つの入を取り出す手段と

を備える、項目105に記載の装置。

(項目109)

前記第1の電子通信は、前記ユーザの識別子と、前記メディアアセットの識別子とを含む、項目105に記載の装置。

(項目110)

前記メディアアセットの前記識別子は、前記メディアアセットのタイトルを含む、項目109に記載の装置。

(項目111)

前記メディアアセットのフィードバックは、テキスト形式で前記第2のユーザ機器デバイスから受信される、項目105に記載の装置。

(項目112)

前記第2の電子通信は、前記メディアアセットのタイトルと、該メディアアセットの承認または不承認の理由を表すフィードバックを前記ユーザから受信するためのフィードバックフィールドとを含む、項目105に記載の装置。

(項目113)

前記第2の電子通信は、Eメールまたはテキストメッセージである、項目105に記載の装置。

(項目114)

前記第2の電子通信は、いずれかまたは両方のアセットを表す写真またはビデオクリップを含む、項目105に記載の装置。

(項目115)

前記メディアアセットのフィードバックについて前記ユーザを促す手段は、該メディアアセットの該フィードバックを要求する視聴者に対する警告を表示する手段を含む、項目105に記載の装置。

(項目116)

前記フィードバックを受信する手段は、複数のフィードバック選択肢を前記第2のユーザ機器デバイス手段上で表示することと、該フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つを選択することとを含む、項目105に記載の装置。

(項目117)

前記フィードバック選択肢のうちの少なくとも1つは、前記ユーザが前記メディアアセットの承認または不承認の理由を表すことを可能にするためのテキスト入力フィールドを含む、項目116に記載の装置。